

第6章 計画の推進にあたって

(1) 市民との協働による計画の推進

本計画策定後は、本計画を着実に推進するため、市民（地域住民、事業者、福祉団体、NPOなど）との協働により計画を推進します。そして、社会福祉基礎構造改革のさらなる進展により、時流に即した対応を図っていきます。

1. 庁内関係部局との連携

本市において、関係部局との連携を図りながら本計画を推進します。

2. 事業者、関係機関等との協働

本市はこれまでも事業者、関係機関等との連携を図りながら施策を進めてきました。今後も機会ある毎に、協働の立場で意見を聴きつつ、本計画を推進していきます。

3. 社会福祉協議会との協働

社会福祉協議会は、地域に密着しながら、地域福祉を推進するために様々な事業を行っています。

平成12年の社会福祉法の改正では、地域福祉の推進が社会福祉の理念として規定されるとともに、社会福祉協議会が地域福祉の推進を担う中心的な団体として明確に位置付けられました。

社会福祉協議会が策定している地域福祉活動計画「市民ふくしプラン21」との連携を図りながら、本計画を推進していきます。

(2) 計画の普及・啓発

本計画の内容については、ダイジェスト版や広報、ホームページなどにより公表し周知を図ります。また、より普及を図るため、地域福祉推進委員会、自治会などを通じて、具体的な取り組みや活動事例などを紹介しながら、理解と参加・協力を求めています。

(3) 地域福祉推進のイメージ

今、地域では・・・

- ・家族や地域の支えあいが低下し、市民相互のつながりも希薄化しています。
- ・ひとり暮らしの高齢者、日常生活に困っている人、虐待を受けている人など、福祉に関する課題・要望は多様化し、しかも潜在化する傾向にあります。その一方で、ボランティア活動をしている人、ボランティア活動をしたい人が増えています。

私たちは・・・

ともに支えあい、住み慣れた地域で安心した暮らしを送りたい。

協 働

